

(同意権者)

当該卵子は、夫婦と医療機関との契約に基づく生殖補助医療の目的で採取されるものであり、また、本来の治療に用いることができる卵子の数が減るという意味で結果として治療成績の低下につながる場合もあり得ることから、インフォームド・コンセントは夫婦双方から受けることとする。

(説明者)

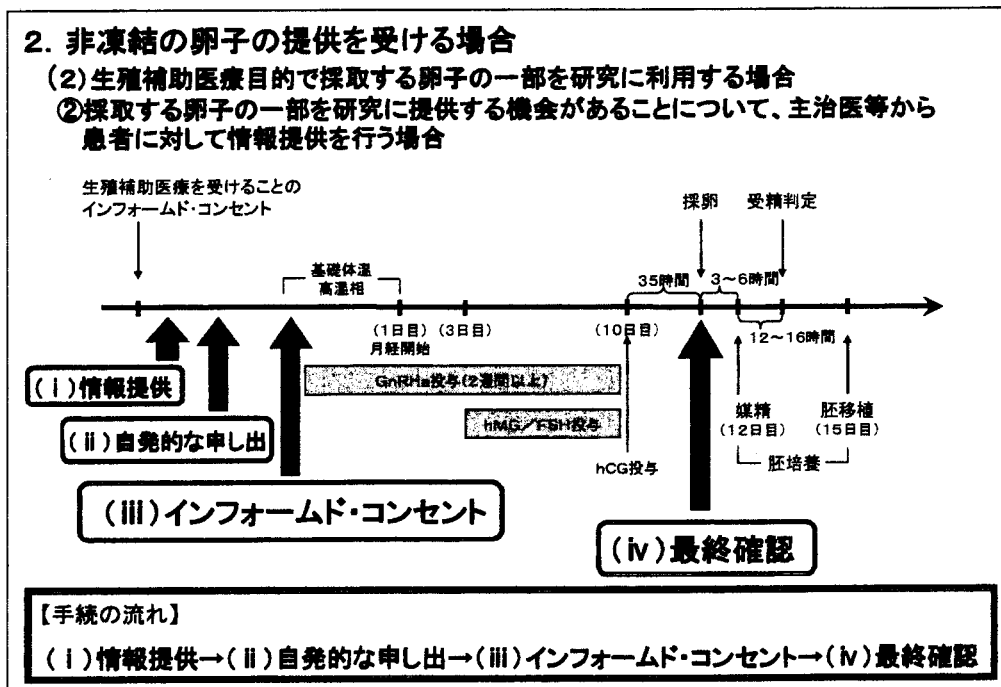
主治医とは別に説明者を置くこととする。

(留意事項)

本来の治療に用いることができる卵子の数が減るという意味で、結果として治療成績の低下につながる場合があり得ることについても、説明することとする。

(iv) 最終確認

採卵後、研究に利用する前に、改めて提供者本人から提供の意思確認を行うこととする。



第3節 精子の提供におけるインフォームド・コンセント

(時期)

提供者の医療に利用しないことが決定された後、インフォームド・コンセントを受けることとする。

ただし、生殖補助医療研究目的で採取する場合には、本人の自発的申し出があった後に、インフォームド・コンセントを受けることとする。

(同意権者)

夫婦と医療機関との契約に基づく生殖補助医療の目的で採取された精子の場合、インフォームド・コンセントは夫婦双方から受けることとする（ただし、インフォームド・コンセントの時点で夫婦でない場合は、提供者本人から受けることで構わない）。

その他の場合（生殖補助医療の以外の目的で採取する精子の場合）には、提供者本人から受けることとする。

(説明者)

主治医とは別に説明者を置く必要はないこととする。

第4章 研究実施の要件及び手続等

総合科学技術会議意見は、研究実施の要件等に関する事項として、研究実施機関の研究能力・設備の要件、研究機関における倫理的問題に関する検討体制の整備及び責任の明確化等を定める必要があるとしている。

第1節 研究実施の要件

1. 研究実施機関及び提供機関

研究に関わる機関としては、

- ・ 研究を実施する（ヒト受精胚の作成を行う又は作成されたヒト受精胚を取り扱う）機関（以下「研究実施機関」という。）
- ・ 研究に用いられるヒトの配偶子を研究実施機関に提供する機関（以下「提供機関」という。）

がある。

なお、作成されるヒト受精胚を直接取り扱わず、当該ヒト受精胚から抽出されたDNA、RNA及びタンパク質等の分析等を行う機関は、研究実施機関には該当しない。

2. 機関、機関の長及び研究者等の要件

(1) 研究実施機関と提供機関が異なる場合

① 研究実施機関

(i) 研究実施機関

ヒト受精胚を作成し、培養するために十分な施設・設備が整備されていることとする。

作成されるヒト受精胚の取扱いを適切に行うための管理体制（管理者の設置、記録の保存、施設管理等）及び規則等が整備されていることとする。

実験室は、臨床（生殖補助医療）を行う場と分けることとする。

また、実験室は、原則として他の動物細胞を用いる実験室と分けることと

する。ただし、研究において必要不可欠な場合には、当該実験室内で他の動物細胞を取り扱うことを認める。

第三者的な立場から研究の科学的妥当性及び倫理的妥当性について意見を述べる倫理審査委員会が、機関内に設置されていることとする。

研究実施機関は、ヒトの配偶子及びヒト受精胚を取り扱った十分な実績とともに、動物の受精胚又はヒト受精胚の作成に関する十分な実績がなければならない。

研究実施機関ごとに、少なくとも1名の医師が研究に参画することとする。

(ii) 研究実施機関の長

研究実施機関の長は、研究責任者から提出される研究計画の妥当性を確認し、その実施を了承するとともに、研究の進捗状況を把握し、研究責任者に対し必要に応じて指示を与える等の監督等を行うこととする。また、機関内倫理審査委員会を設置して、研究責任者から提出された研究計画の妥当性について意見を求めることについてもその役割を果たす必要がある。

研究実施機関の長は、教育研修計画（技術的能力及び倫理的認識を維持・向上させるために必要な教育及び研修を実施するための計画）を策定し、これに基づき教育研修を実施することとする（なお、具体的な教育研修例としては、指針を策定するに至った背景や指針の内容の理解、生命倫理に関する一般的な知識の向上等を目指すための勉強会・講習会等が想定）。

研究実施機関の長は、以上の役割を果たす上で、中立性、透明性を確保する観点から、原則として研究責任者や研究実施者を兼ねてはならないこととする。

ただし、技術的な観点から研究責任者や研究実施者として適当な者が研究機関の長以外に存在しない場合もあり得ることから、その場合には、研究実施機関の長以外の者であって、当該研究に係る研究実施機関の長としての業務を適切に果たすことができる者に、当該業務を代行させることができることとする。

研究実施機関の長の代行を置く場合に限り、研究実施機関の長は、研究責任者や研究実施者を兼ねることができる。

(iii) 研究責任者

研究責任者は、研究に係る業務を総括する責任を負う者として、動物の受精胚又はヒト受精胚の作成に関する十分な専門的知識及び実績がなければならない。

研究責任者が動物に関する実績しか有していない場合は、研究実施者のうち少なくとも1名はヒトに関する実績を有していなければならない。

研究責任者は、必ずしも医師であることを要件とはしない。

研究責任者は、研究実施者を指導・監督する立場にあることから、生殖補助医療研究に関し十分な倫理的認識を持つ者でなければならない。

研究責任者は、研究実施者を教育研修に参加させることとする。

(iv) 研究実施者

研究実施者には、直接ヒトの配偶子又はヒト受精胚を取り扱わない者は含まれない。

研究実施者は、研究責任者の指導・監督の下で、直接ヒトの配偶子又はヒト受精胚を取り扱う者であることから、動物又はヒトの配偶子又は受精胚の操作等の技術に習熟した者でなければならない。

研究実施者は、教育研修を受講することとする。

(v) 機関内倫理審査委員会

委員の構成について、研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査できるように、生物学、医学（生殖補助医療）及び法律に関する専門家、生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者並びに一般の立場に立って意見を述べられる者を含むこととする。

中立的な審査を確保するために、研究実施機関に属する者以外の者を2名以上含むこととする。

また、男性及び女性をそれぞれ2名以上含むこととする。

機関内倫理審査委員会は、研究関係者との間で常に中立性を保ち、第三者的立場から意見を述べる必要があることから、研究実施機関の長、研究に係る者（研究責任者、研究実施者、研究責任者との間に利害関係を有する

者及び研究責任者の三親等以内の親族)は、当該研究計画の審査に加わってはならない。

審査の透明性を確保するため、機関内倫理審査委員会の議事の内容は、知的財産権に関する情報、個人情報保護に支障を生じる事項など公開が不適切であるものを除き、原則として公開することとする。

② 提供機関

(i) 卵子の提供機関

卵子の提供機関は、医療機関でなければならない。

提供者から直接卵子の提供を受けることから、採卵室及び卵子の保存設備など十分な施設・設備とともに、管理体制(管理者の設置、管理記録の保存、施錠管理等)及び遵守すべき規則等が整備されていることとする。

なお、手術等で摘出された卵巣又は卵巣切片から採取される卵子については、採卵室のような施設・設備は必要ない。ただし、その場合でも、管理体制(管理者の設置、管理記録の保存、施錠管理等)及び遵守すべき規則等が整備されていることとする。

第三者的な立場から研究の科学的妥当性及び倫理的妥当性について意見を述べる倫理審査委員会が、機関内に設置されていることとする。

十分な臨床経験のある産科婦人科の医師が所属していることとする。

(ii) 精子の提供機関

精子の提供機関は、原則として医療機関でなければならない。

提供者から直接精子の提供を受けることから、精子の保存設備など十分な施設・設備とともに、管理体制(管理者の設置、管理記録の保存、施錠管理等)及び遵守すべき規則等が整備されていることとする。また、採精室が設置されていることが望ましいこととする。

第三者的な立場から研究の科学的妥当性及び倫理的妥当性について意見を述べる倫理審査委員会が、機関内に設置されていることとする。

十分な臨床経験のある産科婦人科又は泌尿器科の医師が所属していること

とする。

(iii) 提供機関の長

提供機関の長は、研究実施機関の長より了解を求められた研究計画について、インフォームド・コンセントの内容を含めてその実施を了解するとともに、提供の進捗状況を把握し、主治医に対し必要に応じて指示を与える等の監督等を行うこととする。

研究の実施には直接関わらないことから、提供機関の長が主治医を兼ねても構わないこととする。

(iv) 機関内倫理審査委員会

提供機関の機関内倫理審査委員会は、提供機関におけるインフォームド・コンセントの手續等について審査を行うとともに、研究実施機関が行う研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性についても、ヒトの配偶子を提供する提供機関としての立場で審査を行うこととする。

機関内倫理審査委員会は、提供に関係する者（主治医等）との間で常に中立性を保ち、第三者的立場から意見を述べる必要があることから、これらの提供に関係する者は、当該案件に関して機関内倫理審査委員会の検討に加わってはならない。

その他の要件については、研究実施機関の機関内倫理審査委員会と同じものとする。

(2) 研究実施機関と提供機関が同一の場合

(i) 機関

機関の要件については、(1)の研究実施機関及び提供機関の要件をともに満たすこととする。

研究実施機関と提供機関が同一である場合、当該機関は配偶子の提供者の個人情報保護のため、「個人情報管理者」を置くこととする（その他個人情報の保護に関する具体的な要件については、第5章1. に示すとおり。）

(ii) 機関の長（※研究実施機関と提供機関が同一の場合、機関の長も同一の者となる。）

機関の長の要件については、(1)の研究実施機関の長及び提供機関の長の要件をともに満たすこととする。

ただし、配偶子の提供者に対する心理的圧力等を防止する観点から、機関の長は、提供者の主治医を兼ねてはならないこととする。

(iii) 研究責任者及び研究実施者

研究責任者及び研究実施者の要件については、それぞれ(1)の研究責任者及び研究実施者の要件を満たすこととする。

配偶子の提供者に対する心理的圧力等を防止する観点から、研究責任者及び研究実施者は、提供者の主治医を兼ねてはならないこととする。

(iv) 機関内倫理審査委員会

研究実施機関と提供機関が同一である場合、機関内倫理審査委員会は一つで構わないこととする。

機関内倫理審査委員会の要件については、(1)の研究実施機関の機関内倫理審査委員会及び提供機関の機関内倫理審査委員会の要件をともに満たすこととする。

3. ヒト受精胚の他の機関への移送の禁止

作成されるヒト受精胚からの個体産生を事前に防止する観点から、研究実施機関は、原則として、当該ヒト受精胚を他の機関に移送してはならない。

ただし、複数の研究実施機関が共同でヒト受精胚を作成・利用する場合、例外として、これらの研究実施機関間でのみ、当該ヒト受精胚の移送を認めることとする。

第2節 研究実施の手続等

1. 国の関与の在り方

研究計画の指針適合性について、国が確認を行うこととする。

国は、作成されるヒト受精胚の管理状況について、定期的に研究実施機関の長から報告を受けることとする。

なお、国は、研究の進展等を勘案し、必要に応じ指針の見直しを行うこととする。

2. 審査に係る手続

(1) 研究実施機関と提供機関が異なる場合

研究実施の手続は、次のとおりとする。

- ①研究責任者が、研究計画書を作成する。
- ②研究責任者は、研究実施機関の長に研究計画の了承を申請する。
- ③研究実施機関の長は、機関内倫理審査委員会の意見を求める。
- ④機関内倫理審査委員会は、研究計画について審査し、研究実施機関の長に対して意見を提出する。
- ⑤研究実施機関の長は、提供機関の長に対して、研究計画について了解することを求める。
- ⑥提供機関の長は、機関内倫理審査委員会の意見を求める。
- ⑦機関内倫理審査委員会は、研究計画について審査し、提供機関の長に対して意見を提出する。
- ⑧提供機関の長は、研究実施機関の長に対して、研究計画を了解した旨を伝える。
- ⑨研究実施機関の長は、国に、研究計画の確認を申請する。
- ⑩国は、研究計画の指針適合性について確認を行う。
- ⑪研究実施機関の長は、研究責任者に対して、研究計画を了承する。

なお、複数の研究実施機関が共同でヒト受精胚を作成・利用する場合、研究計画全体について、提供機関の倫理審査委員会において審査を行い、提供機関の長から了承を得ることとする。

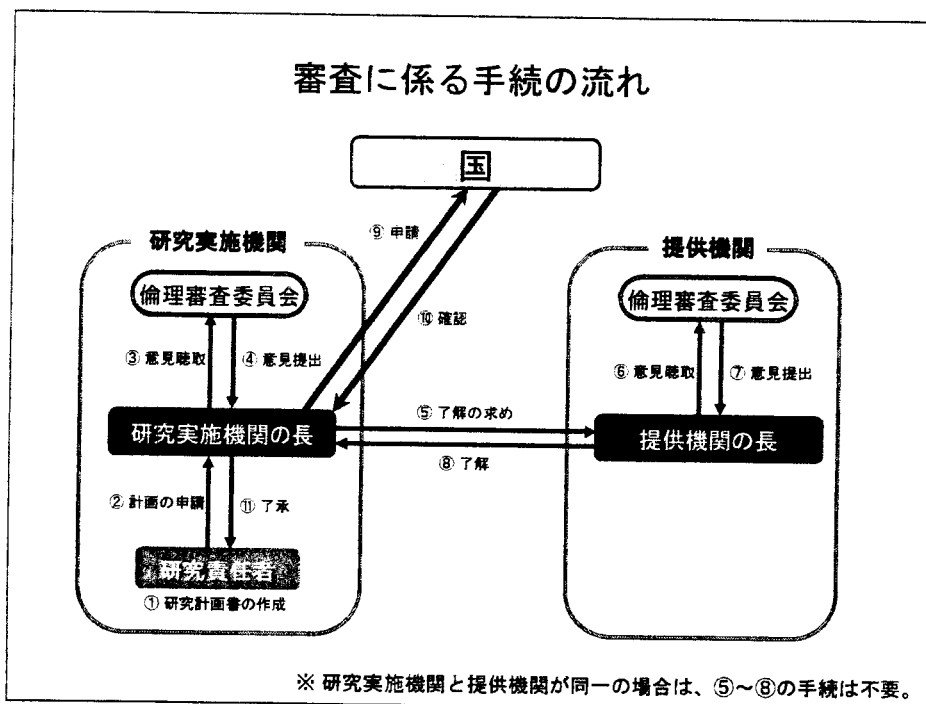
(2) 研究実施機関と提供機関が同一の場合

研究実施の手続は、次のとおりとする。

- ①研究責任者が、研究計画書を作成する。
- ②研究責任者は、機関の長に研究計画の了承を申請する。
- ③機関の長は、機関内倫理審査委員会の意見を求める。
- ④機関内倫理審査委員会は、研究計画について審査し、機関の長に対して意見を提出する。
- (⑤～⑧：不要)
- ⑨機関の長は、国に、研究計画の確認を申請する。

⑩国は、研究計画の指針適合性について確認を行う。

⑪機関の長は、研究責任者に対して、研究計画の了承を行う。



(3) 研究計画書の記載事項

研究計画書には、次の事項を記載することとする。

[研究に関する事項]

- ・ 研究計画の名称
- ・ 研究の目的
- ・ 研究計画の概要
- ・ 予想される研究の成果

[提供される配偶子及び胚の作成・利用に関する事項]

- ・ 胚の作成に用いられる配偶子に関する説明（入手方法等）
- ・ 胚を作成・利用する必要性
- ・ 胚の作成・利用の方法及び研究計画の期間
- ・ インフォームド・コンセントに関する説明

[研究実施機関及び提供機関に関する事項]

- ・ 研究の体制（複数の研究実施機関が共同で胚を作成・利用する場合はその役割分担も含む。）
- ・ 研究実施機関の名称及びその所在地並びに研究実施機関の長の氏名

- ・ 研究責任者及び研究実施者の氏名、略歴、研究業績及び研究計画において果たす役割
- ・ 研究実施機関の基準に関する説明（施設、設備、実績、教育研修計画）
- ・ 研究実施機関の倫理審査委員会に関する説明
- ・ 提供機関の基準に関する説明（施設、設備）
- ・ 提供機関の倫理審査委員会に関する説明

第5章 個人情報の保護等

総合科学技術会議意見は、ヒト受精胚の取扱いのための具体的な遵守事項として、未受精卵等の提供者の個人情報の保護や研究に関する適切な情報公開等を定める必要があるとしている。

また、個人情報の保護については、医学研究に関連する倫理指針である「臨床研究に関する倫理指針」、「疫学研究に関する倫理指針」及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」等において、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報を取り扱う機関が講ずべき措置等の遵守事項が定められており、ヒト受精胚の作成を伴う生殖補助医療研究においても、個人情報を取り扱う研究実施機関は所要の措置を講ずる必要がある。

1. 個人情報の保護

提供機関の長は、提供者の個人情報を保護するため、機関内において匿名化の措置を講ずることとする。

個人情報を保有する研究実施機関の長は、当該機関の長の指示を受けて提供者の個人情報の管理を行う責任者として「個人情報管理者」を置くこととする。

その他個人情報保護のための措置については、医学研究に関連する倫理指針と基本的に同様の措置を講ずることとする。

2. 研究成果の公開

研究実施機関の長は、個人情報の保護に反する場合等を除き、原則として研究成果を公開することとする。

審議経過

1. 両専門委員会における審議

ヒト胚研究に関する専門委員会（第1回）

平成17年9月29日

（1）関係者からのヒアリング

①文部科学省生命倫理・安全対策室石井室長：文部科学省におけるヒト胚に関連した生命倫理に関する取組みについて

②吉村泰典氏：厚生労働科学特別研究費補助金「ヒト胚の研究体制に関する研究」について

（2）今後の検討課題について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第2回）

平成17年12月13日

（1）本検討に関する厚生労働省及び文部科学省の連携体制について

（2）関係者からのヒアリング

①久慈直昭氏：我が国及び諸外国におけるヒト胚研究の現状について

②神里彩子氏：生殖補助医療研究に関する海外の規制状況について

生殖補助医療研究専門委員会（第1回）

平成18年1月20日

（1）文部科学省及び厚生労働省の検討について

（2）関係者からのヒアリング

①吉村泰典氏：ヒト胚の研究体制に関する研究

②久慈直昭氏：精子・卵子・胚研究の現状

※ 以下、両専門委員会を合同で開催

ヒト胚研究に関する専門委員会（第3回）

生殖補助医療研究専門委員会（第2回）

平成18年1月27日

（1）関係者からのヒアリング

- ①中辻憲夫氏：ヒトの発生について
- ②安達知子氏：不妊治療、ARTへの流れとARTの臨床
- ③斎藤英和氏：ヒト精子・卵子・受精胚を取り扱う研究に係わる日本産科婦人科学会会告に基づく規制の状況について
- (2) クローン技術規制法に規定される特定胚について
- (3) 今後の検討事項について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第4回）

生殖補助医療研究専門委員会（第3回）

平成18年4月7日

- (1) 現地調査報告「生殖補助医療実施医療機関（国立成育医療センター）の現地調査」
- (2) 関係者からのヒアリング
 - ①文部科学省生命倫理・安全対策室石井室長：韓国国家生命倫理審議委員会調査の中間報告及び人クローン胚研究利用作業部会の審議状況について
 - ②厚生労働省医政局研究開発振興課廣田課長補佐：臨床研究に関する倫理指針の概要について
- (3) 生殖補助医療研究における「臨床研究の取扱い」について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第5回）

生殖補助医療研究専門委員会（第4回）

平成18年5月12日

- (1) 関係者からのヒアリング
 - ①奥山明彦氏、辻村晃氏：ヒト精子を取り扱う研究の現状について
- (2) 規制対象として検討する範囲について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第6回）

生殖補助医療研究専門委員会（第5回）

平成18年7月7日

- (1) ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について
 - ①規制対象として検討する範囲
 - ②ヒト受精胚の作成・利用における研究の目的について
 - ③ヒト受精胚の作成・利用における禁止事項について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第7回）

生殖補助医療研究専門委員会（第6回）

平成18年9月14日

- (1) ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について
 - ①規制対象として検討する範囲
 - ②ヒト受精胚の作成・利用における研究の目的について
 - ③ヒト受精胚の作成・利用における禁止事項について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第8回）

生殖補助医療研究専門委員会（第7回）

平成18年10月14日

- (1) ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について
- (2) 関係者からのヒアリング
 - ・石原理氏：ヒト受精胚の作成・利用のための配偶子・ヒト受精胚の入手方法について「採卵を受けることはどのくらい負担になりどのようなリスクを伴うのか」

ヒト胚研究に関する専門委員会（第9回）

生殖補助医療研究専門委員会（第8回）

平成18年12月8日

- (1) ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について
 - ・ヒト受精胚の作成・利用のための配偶子・ヒト受精胚の入手方法について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第10回）

生殖補助医療研究専門委員会（第9回）

平成19年3月1日

- (1) ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について
 - ①ヒト受精胚の作成・利用のための配偶子・ヒト受精胚の入手方法について
 - ②ヒト受精胚の作成・利用のための配偶子・ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントのあり方について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第11回）

生殖補助医療研究専門委員会（第10回）

平成19年5月7日

- (1) ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について
 - ① ヒト受精胚の作成・利用のための配偶子・ヒト受精胚の入手方法について
 - ② ヒト受精胚の作成・利用のための配偶子・ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントのあり方について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第12回）

生殖補助医療研究専門委員会（第11回）

平成19年6月29日

- (1) ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について
 - ・ ヒト受精胚の作成・利用のための配偶子・ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントのあり方について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第13回）

生殖補助医療研究専門委員会（第12回）

平成19年10月1日

- (1) ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について
 - ① 研究実施の手続について
 - ② 研究実施の要件について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第14回）

生殖補助医療研究専門委員会（第13回）

平成19年11月9日

- (1) ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について
 - ・ 研究実施の要件について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第15回）

生殖補助医療研究専門委員会（第14回）

平成20年2月4日

(1) ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について

- ①研究実施の手続について
- ②研究実施の要件について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第16回）

生殖補助医療研究専門委員会（第15回）

平成20年3月3日

(1) ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について

- ・研究実施の要件について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第17回）

生殖補助医療研究専門委員会（第16回）

平成20年6月2日

(1) ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について

- ①研究実施の要件について
- ②研究実施の手続について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第18回）

生殖補助医療研究専門委員会（第17回）

平成20年6月30日

(1) ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について

- ・ヒト受精胚の作成・利用のための配偶子・ヒト受精胚の入手方法について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第19回）

生殖補助医療研究専門委員会（第18回）

平成20年7月18日

(1) ヒト受精胚の生殖補助医療目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について

- ・ヒト受精胚の作成・利用のための配偶子・ヒト受精胚の入手方法について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第20回）

生殖補助医療研究専門委員会（第19回）

平成20年9月1日

- (1) ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について
- ① ヒト受精胚の作成・利用のための配偶子・ヒト受精胚の入手方法について
 - ② ヒト受精胚の作成・利用のための配偶子・ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントのあり方について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第21回）

生殖補助医療研究専門委員会（第20回）

平成20年10月2日

- (1) ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について
- ① ヒト受精胚の作成・利用のための配偶子・ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントのあり方について
 - ② 個人情報保護について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第22回）

生殖補助医療研究専門委員会（第21回）

平成20年10月31日

- (1) ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について
- ① ヒト受精胚の作成・利用のための配偶子の提供に係るインフォームド・コンセントのあり方について
 - ② 個人情報保護について

ヒト胚研究に関する専門委員会（第23回）

生殖補助医療研究専門委員会（第22回）

平成20年11月21日

- (1) ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について
- ① ヒト受精胚の作成・利用のための配偶子の提供に係るインフォームド・コンセントのあり方について

- ②個人情報保護について
- ③国の関与のあり方について
- ④その他（研究実施の手続、配偶子の入手方法のあり方について）

ヒト胚研究に関する専門委員会（第24回）

生殖補助医療研究専門委員会（第23回）

平成20年12月26日

- （1）ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について
 - ・これまでの議論の取りまとめについて

ヒト胚研究に関する専門委員会（第25回）

生殖補助医療研究専門委員会（第24回）

平成21年1月26日

- （1）ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について
 - ・これまでの議論の取りまとめについて

2. 両部会における審議

科学技術・学術審議会 生命倫理・安全部会（第19回）

平成21年2月9日

厚生科学審議会 科学技術部会（第49回）

平成21年4月15日

参考資料 2

厚生労働省 厚生科学審議会 科学技術部会 ヒト胚研究に関する専門委員会委員名簿案

安達	知子	総合母子保健センター愛育病院産婦人科部長
位田	隆一	京都大学大学院法学研究科教授
小澤	敬也	自治医科大学医学部内科学講座血液学部門主任教授
小幡	純子	上智大学大学院法科大学院教授
加藤	尚武	京都大学名誉教授
木下	勝之	社団法人日本医師会常任理事（平成18年5月から）
○ 笹月	健彦	国立国際医療センター名誉総長
鈴木	良子	フィンレージの会
中辻	憲夫	京都大学物質-細胞統合システム拠点長
橋本	信也	前社団法人日本医師会常任理事（平成18年4月まで）
秦	順一	常磐大学人間科学部教授
町野	朔	上智大学大学院法科大学院教授
吉村	泰典	慶應義塾大学医学部産婦人科教授

（敬称略、50音順、○：委員長）

参考資料 3

文部科学省 科学技術・学術審議会 生命倫理・安全部会 生殖補助医療研究専門委員会委員名簿

安達	知子	総合母子保健センター愛育病院産婦人科部長
石原	理	埼玉医科大学産科婦人科教授
位田	隆一	京都大学大学院法学研究科教授
大隅	典子	東北大学大学院医学系研究科教授（平成19年1月まで）
奥山	明彦	大阪大学大学院医学系研究科教授（平成18年2月から）
小幡	純子	上智大学大学院法学研究科教授
木下	勝之	社団法人日本医師会常任理事（平成18年5月から）
後藤	節子	学校法人椋山女学園大学教授
○ 笹月	健彦	国立国際医療センター名誉総長
高木	美也子	日本大学総合科学研究所教授
中辻	憲夫	京都大学物質-細胞統合システム拠点長
橋本	信也	前社団法人日本医師会常任理事（平成18年4月まで）
深見	希代子	東京薬科大学教授（平成19年2月から）
星	和彦	山梨大学医学部附属病院長
町野	朔	上智大学大学院法学研究科教授
水野	紀子	東北大学大学院法学研究科教授（平成19年2月から）
吉村	泰典	慶應義塾大学医学部教授

（敬称略、50音順、○：主査）